

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号、同5年
(ワ)第290号 違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外

被 告 金 井 豊 外

第42準備書面

— 原子力防災計画の実効性欠如と被告らの法令違反 —

2025年3月10日

富山地方裁判所民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明
外



1 本準備書面の目的

(1) はじめに——善管注意義務違反を理由とする差止請求

ア 本件で原告らは、株主による取締役の違法行為差止請求権（会社法360条3項）に基づき、志賀原子力発電所1号機及び2号機（以下「本件原発」という。）を再稼働させる行為並びにその再稼働を前提とした諸行為の差止めを求めている。

イ 原子炉施設の事故により施設外に放射性物質を漏出させた場合、その社会的被害は甚大で、会社（補助参加人）は極めて大きな経済的損害を被る。原子力事業に限らず、営利事業を行う会社の取締役は、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分に配慮した経営を行うことが強く要請され、その要請に応えることが、会社、ひいては株主の利益にかなう。取締役の善管注意義務の内容の措定と違反の有無はこうした観点からなされなければならない。

そこで、原告らがこれまでに繰り返し主張してきたとおり（第8準備書面、第9準備書面等）、本件原発に重大事故が発生した場合の放射性物質の飛散範囲・状況と住民の避難予想、住民の生命・健康や生活への影響とそうした

被害に対する賠償が会社（補助参加人）経営に及ぼす打撃等を十分に検討分析し、本件原発再稼働の当否を決することこそ、被告ら取締役が会社に対して負うべき善管注意義務（会社法330条・民法644条）及び忠実義務（会社法355条。以下、両義務を合わせて単に「善管注意義務」ということもある。）の内容を成す。

ウ これに対して、被告ら取締役の主張は、要するに、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査に合格したときに再稼働をさせるのだから善管注意義務に違反しない、ということに尽きている。

しかし、被告らのこの主張は破綻している。すなわち、新規制基準には幾多の不備・欠陥等が認められる。したがって、仮にその適合性審査に合格したからといって重大事故発生の具体的な危険性がないとはいえない。このことも原告らがこれまでに繰り返し指摘してきたとおりである。ちなみに、新規制基準に適合したからといって原発の安全性が保証されるものではないことは、審査を担う原子力規制委員会の委員長自らが言明している。

エ なお、原告らが指摘した上記の点について、被告ら取締役が、どのような調査結果や資料に基づき、議論をし（あるいは議論をしないで）、いかなる根拠・理由で結論を出し、その結果、新規制基準適合性審査に合格したときに本件原発を再稼働させるとの決定を下し、あるいはその決定を維持しているのかは、被告らの善管注意義務違反の有無を判断する上で1つの重要なポイントになると考えられる。

ところが、会社（補助参加人）の取締役会において「原発の安全性、事故発生の際に生じるリスクのある損害の範囲……等について最も詳細に検討したのは、東日本大震災直後」で、その会社（補助参加人）の「方針を必要かつ十分に表すもの」（2024年12月18日第20回口頭弁論補助参加人代理人陳述）として提出された取締役会議事録（乙203、乙204）からは、被告ら取締役の判断過程や根拠はまったく窺い知れない。これでは真っ当な議論・検討はなされていないといわざるを得ない。福島原発事故の原因すら不明な時点で会社の方針を決めてしまっていることからも、再稼働の結論ありきの取締役会だったと断言できる。

オ ところで、会社法360条3項・1項は「法令……に違反する行為」を差

止めの対象にしているが、そこにいう「法令」には、後述（2(4)）のとおり、会社法に規定された具体的な規定はもとより、善管注意義務違反や忠実義務違反といった一般的な規定も含まれる。そこで、被告ら取締役の善管注意義務違反が認められれば、それは「法令」違反行為であり、差止めの対象となる。

他方、会社法360条3項が規定するもう1つの要件である「回復することができない損害」が「生ずるおそれ」は、本件では優に認められる。原告らはこれまでに、同条項にいう「損害」は原発重大事故のときに発生するものに限らないと主張してきたが、仮に譲って原発重大事故のときの損害のみに限定したとしても、その損害が「生ずるおそれ」は否定できない。これを否定することは即ち、新たな原発“安全神話”を許すことに他ならず、そうした愚行は絶対に繰り返してはならない。

(2) 原子力防災関係「法令」の違反を理由とする差止請求

以上、これまでの原告らの主張を整理し、善管注意義務違反を理由とする差止請求権が成り立つ所以を概説した（なお、原告らは、①原発重大事故の発生に起因して会社（補助参加人）が被る損害の他にも、②新規制基準適合性審査に合格するために、これまでに会社が多額の投資をし、今後もなお多額の投資を要することや、③新規制基準適合性審査への対応に注力しているため、再生可能エネルギー等の会社にとって有利な事業展開の可能性を閉ざしていることも、被告らの善管注意義務違反を基礎づける事実として主張している。）。

本準備書面では、被告ら取締役が原子力防災関係の「法令」に違反しており、善管注意義務違反と並んで、それとは別に、「法令」違反を理由にやはり差止請求権が成り立つことを明らかにする。

原告らは、被告ら取締役の善管注意義務違反を主張するとともに、それと並立的に、被告ら取締役の「法令」違反を主張するものである（後者は、広い意味での善管注意義務違反に包摂されるといつてもよい）。

2 原子力防災関係法令の規範内容

(1) 原子力基本法等の法令の内容

原告らは、第17準備書面において深層防護の徹底が求められていることを説いた。それは、以下のとおり「確立された国際的な基準」である。

すなわち、まず原子力基本法2条（基本方針）1項は「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨」とするものとし、2項に次のとおりの規定を置く。

「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」（アンダーラインは引用者。以下同じ）

そして同法はさらに、同条3項に次のとおりの規定を置いている。

「エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者……が安全神話に陥り、……福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故……の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」

また、これを受けた原子力規制委員会設置法第1条（目的）は、重ねて次のとおり規定している。

「この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかになった原子力の研究、開発及び利用……に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに……一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬとの認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する……事務を一元的につかさどるとともに、……原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」

原子力基本法1条3項が述べるとおり、福島第一原発事故を防止できなかつたのは、国や原子力事業者が「安全神話に陥」っていたからであった。エネルギーとしての原子力利用すなわち原子力発電においては、“安全神話”に陥つ

ていたことを「真摯に反省」し、「原子力事故……の発生を常に想定」して、「その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」のである。

こうして、原発事故は起きない、起こさなければよい、という前提に立つことはもはや許されず、事故が起きることを「常に想定」し、その防止に「最善かつ最大の努力」をしなければならない——そのことは原子力行政や原子力事業者が負う単なる道義的・倫理的な責務ではなく、法規範となっているのである。この「事故の発生を常に想定する」義務からは、事理当然に、どのような事故（事故の機序も含む）を想定するのか、想定した事故によりどの程度の放射性物質がどこまで拡散するのか、想定した事故の発生時に住民が放射性物質に暴露されないか、住民が安全かつ確実に避難できるかといった事項を検証すべき義務が導かれる。また、その検証の結果、避難の実現性に危惧が認められるなら、原発再稼働を断念すべき義務も生じるはずである。

(2) 法規範化された「深層防護の徹底」

しかも、原子力規制委員会設置法1条は、「原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策」は「確立された国際的な基準を踏まえて」策定され、実施さなければならないと指示している。こうして、「確立された国際的な基準を踏まえる」こともまた、法規範となっている。「国際的な基準」は「原子力利用における安全の確保」のための必須の基準として法令上明確に位置づけられているのであって、決して踏み外してはならない重要ポイントである。

ここにいう「確立された国際的な基準」には、原告らが第17準備書面で詳述したとおり、国際原子力機関（IAEA）が提唱する「深層防護の徹底」、即ち「第5の防護レベル」までを確立することが含まれる。

この点で留意されるべきは、原子力災害対策特別措置法4条の2の規定である。同条は、国の責務として、

「国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と規定している。地震などの「大規模な自然災害による原子力災害の発生も想

定し」、「原子力災害の防止に関し万全の措置」をとるために、その方法の1つとして「原子力事業所における深層防護の徹底」を明記しているのである。

この4条の2は「国の責務」を定めたものであるが、同法3条は、「原子力事業者」を名宛人として次のとおり規定する。

「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」

そして、同法7条は、原子力事業者に対し、「原子力事業所ごとに、……当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務につき、原子力事業者防災業務計画」を作成し、必要があればこれを修正することを命じている。

こうして原子力事業者もまた、「原子力災害の防止に関し万全の措置」を講じ、また「原子力災害の拡大の防止」と「原子力災害の復旧」のために「誠意をもって必要な措置を講ずる責務」を負っているのである。その原子力災害の防止措置ないし拡大防止措置のなかに「深層防護の徹底」が含まれることは疑いない。

こうした「深層防護の徹底」による原子力災害の防止措置ないし拡大防止措置として会社（補助参加人）が具体的にいかなる作為義務ないし不作為義務を負うかについては、さらに敷衍して後に明らかする（後述(4)）。

(3) 必須の「第5の防護レベル」措置

さて、深層防護のうちの「第5の防護レベル」は、原子力事業所に重大事故が発生し放射性物質が大量に放出された場合における放射線影響を緩和する、というものである。

「確立された国際的な基準」を踏まえれば、この「第5の防護レベル」までが必須であり、かつそれは「第4の防護レベル」までとは別の、独立のものでなければならない。そのことは第17準備書面で既に述べた。福島原発事故前の原子力安全委員会が定める安全基準においては深層防護のうちの第3層まで

しか規制対象とはせず、過酷事故（シビアアクシデント）は起きないとの“安全神話”の下、第4層、第5層のレベルは規制対象に入っていなかったという反省に立っての、新規の措置であることも、同準備書面で指摘した。

なお、念のために付言するに、「第5の防護レベル」が確立しているか否かと、原発事故が起きる危険性があるかどうかという意味での原発の安全性いかんとは次元が異なる。この点、更田豊志原子力規制委員長（当時）は、第204回国会原子力問題調査特別委員会（2021年4月8日）において、特別補佐人の立場で、「新規制基準の審査と避難計画との関係性をどう見るか」という質問に対して、次のとおりに答えている（なお、この答弁が、原子力規制委員会としての見解であることは、翌2022年4月に確認されている）。

「原子炉規正法に基づく審査に関しては、……深層防護でいえば第1層から第4層、要するに、事故を防ぐ、それから万一事故が起きた場合でもその影響を緩和するという、いわゆるプラント側のものについて審査を行っています。しかしながら、どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとして基本であります。……（中略）……これが一緒くたになってしまふと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだらうという考えに陥ってしまう危険もあります。また、防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかり策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております。」

この更田答弁にあるとおり、我が国では、第1層から第4層の防護レベルは、原子炉等規正法に基づき原子力規制委員会が「プラント側のもの」を審査し、第5層の防護レベルは、原子力災害対策特別措置法が担うという法制度になっている。新規制基準適合性審査に合格したとしても、“安全神話”にとらわれることなく、「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるもの」と考え、原子力災害の被害を最小限にするため「原子力災害の拡大の防止」と「復旧」の措置が別途講じられなければならず、その措置としては「第5の防護レベル」までのものが必須となる。このことは何人も否定できない法規範として確立し

ているのである。

(4) 調査確認を要する「第5の防護レベル」確立

ア 以上、原子力基本法や原子力災害対策特別措置法の諸法令は、原子力事業者に対し、原子力災害の防止及びその拡大防止について「誠意をもって必要な措置を講ずる」よう命じており、それらの措置のなかには「確立された国際的な基準」を踏まえた「深層防護の徹底」が含まれる。そして、その「深層防護の徹底」がなされたとするには、「第5の防護レベル」の確立が必要となる。

繰り返しになるが、「第5の防護レベル」の確立は、「国の責務」にとどまるものではない。それは、原子力事業者に向けられた法規範である。原子力事業者たる会社（補助参加人）がこの法規範に違反することにならないよう、受任者の立場にある被告ら取締役は行動しなければならないのである。

イ ところで、会社法360条1項・3項にいう「法令」には、具体的な会社法規定（例えば、自己株式取得を規制した156条）は当然に含まれ、取締役の善管注意義務違反（会社法330条・民法644条）や忠実義務違反（会社法355条）といった一般的な会社法規定違反も同条項の「法令」違反となる。さらには、会社法以外の法令違反も、それが違法行為とされる以上、本条の差止請求の理由たる法令違反の「法令」に当たり得る。

こうして「法令」には会社法以外の法令もすべて含まれるとするのが判例の立場であり、会社法学説の多数が支持するところである（会社法コンメンタール8－機関(2)132～133頁、逐条解説会社法第4巻450～451頁、論点体系会社法3株式会社III151頁、新基本法コンメンタール会社法2（機関～清算）173頁等）。

そこで、原子力災害対策特別措置法等の法令に違反すれば、会社法360条1項・3項にいう「法令」違反となる。

ウ さて、上述の「第5の防護レベル」は、原子力災害対策特別措置法に基づき策定される原子力防災計画が担っている。具体的にその中心となるのは各地方自治体で策定している避難計画である。そこで本件では、本件原発について「第5の防護レベル」が確立していると認められるには、第1に本件原

発が立地する地方自治体において原子力防災計画が確立していること、第2にその計画が実効性あるものであること、以上の2点が必須の要件となる。

そして先に述べたとおり（2(1)）、「事故の発生を常に想定する」義務を負う原子力事業者には、想定した事故によりどの程度の放射性物質がどこまで拡散するのか、住民が放射性物質に暴露されないかどうか、住民が安全かつ確実に避難できるかといった事項を検証すべき義務がある。その検証の結果、避難の実現性に危惧が認められるなら、原発再稼働を断念すべき義務がある。

したがって、原発事故による放射性物質の漏出によって影響を受ける可能性のある地方自治体に原子力防災計画がそもそも立てられていないなら、避難の実現性に危惧が認められるため、原発の再稼働は断念しなければならない。また、原子力防災計画が立てられていたとしても避難計画に実効性がないれば、同じく再稼働は断念しなければならない。原子力事業者にとって、地方自治体が立てた避難計画の実効性を調査確認することは、必要不可欠である。

こうして、原子力事業者たる会社（補助参加人）においては、

- ① そもそも原子力防災計画がどの範囲の地方自治体で立てられ、あるいは立てられていないか。
- ② 立てられている原子力防災計画はどのような内容のものか。
- ③ その防災計画の内容で実際の原発事故のときに住民が避難できるか。
- ④ 住民に原発事故情報を提供するシステムはどのようなもので、それは機能するか。
- ⑤ 避難住民や関係地方自治体に対する支援等の体制は整備されているか。

最低限、以上のような諸点を調査確認する義務がある。

こうした調査確認を経ないで再稼働方針を決定するのは「第5の防護レベル」の確立なしに原発を稼働させることに他ならず、原子力基本法や原子力災害対策特別措置法等の「法令」に違反する。

この「法令」違反は、本件原発が将来的に原子力規制委員会による新規制基準適合性審査に合格するかどうかとは無関係であり、それに左右されるも

のではない。そのことは原告らのここまで立論からして多言を要しないであろう。

(5) 避難計画の実効性——裁判例にみる位置づけ

原告らは、本件原発の周辺自治体における避難計画の策定状況やその内容の概略を、第19準備書面で既に述べた。それらの避難計画の実施は非現実的であり、実効性に乏しく、まさに“机上の空論”に他ならないことも、そこで明らかにした。

かくして、本件原発にあっては「第5の防護レベル」はおよそ確立していない。そして、そのことは2024年1月1日発生の能登半島地震によっていよいよ明白になったのであるが、能登半島地震後の実情は項を改めて述べることとし（後述3）、ここでは、住民らが原発運転差止めを請求した訴訟において、避難計画の実効性をめぐる争点がいかなる位置づけを与えられ、どのように判断されているかを概観しておく。

① 東海第二原発運転差止請求水戸地裁令和3年3月18日判決

茨城県等に住む原告らが、茨城県東海村内に設置された東海第二発電所原子炉の運転により原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるとして人格権に基づく妨害予防請求として原子炉の運転差止めを求めた事案において、水戸地裁は、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的な危険がある」とし、「原子力規制委員会は、深層防護の考え方立ち、深層防護第1から第4の防護レベルについて新規制基準による安全性の審査を行うにあたり、……相対的安全性の審査をするとしており、かつ、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルについては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行っているから担保されているとの理解に立って、深層防護の第1から第4の防護レベルの適合性審査を行っていることに照らしても、深層防護の第5の防護レベルは発電用原子炉施設の安全性に欠くことのできないものとなっている」との認識を示している。その上で、

「放射性物質の生命、身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定されてさえいればよいといえるはずもなく、避難を実現することが困難な避難計画が策定されていても、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということはできない」と判示する。そして、各自治体の避難計画の内容・実情等を検討し、少なくとも、「本件発電所のPAZとUPZにおいて、原子力災害対策指針が想定する段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にある」として、PAZ及びUPZ内の原告らに対する関係で人格権侵害の危険性を認め、差止めを認容した。

② 泊原発運転差止請求札幌地裁令和4年5月31日判決

日本国の内外に住む者が北海道電力泊原発の運転差止めを請求した事案で、札幌地裁は、「現在の証拠関係では、人格権侵害が及ぶ範囲の外延を客観的に認定するのが困難」だが、「最低でも、泊原発から30km以内の範囲に居住する住民については、放射性物質による生命・身体の侵害のおそれがあることは明らかだ」とした上で、原告らが人格権侵害を基礎づける主な事実として主張した6事項（敷地内地盤の安全性、地震に対する安全性、津波に対する安全性など）を取り上げ、それらの「いずれか1つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれが認められる」とする。この6事項の1つに「防災計画の適否」が挙げられている（もっとも、津波に対する安全性の基準を満たしていないとして差止めを認容し、「その余の争点について判断するまでも」ないとして、防災計画の適否については判断していない）。

③ 女川原発運転差止請求仙台高裁令和6年1月27日判決

東北電力女川原発から概ね半径5kmを超える30kmの範囲（UPZ圏）内に居住する住民が、県及び市が策定している避難計画には実効性がなく、国際原子力機関（IAEA）が採用する5層の深層防護の安全基準が満たされていないので、住民らの生命・身体にかかる人格権が侵害される具体的危険があるとして原発の運転差止めを請求した事案で、仙台高裁は、我が国における関連法令が第5の防護レベルの考え方によるとおりであることを確認した上で、一般論として、「本件発電所について、第5レベルの防護措置が採ら

れていないような場合には、防護措置が適切に講じられていないことになり、人の生命・身体の係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定される」と判示している。

(もともと、この仙台高裁判決は、重層防護の考え方について独自の見解を採り、「各防護レベルの防護策がほかの防護レベルの防護策とは独立して防護の効果をあげられる必要があるという場合において、それはあるレベルが機能しないことが他のレベルに影響を与えないことを意味するのであり、各防護レベルが相互に無関係に考えられるべきであるということを意味するのではない」とし、「各防護レベルの防護策がバランスよく講じられ、相互に補完し、その総合力で安全を守るシステムを考えることが重要」だとする。判決は、こうした見解に立つため、「第5のレベルの防護措置に求められる防護の効果があげられないというためには、その判断をする前提として、想定される放射性物質等の異常な放出の具体的な機序や態様を特定」する必要があるとし、「当該放射性物質等の放出の機序及び態様の下で、防護の効果をあげることができない具体的な蓋然性があること明らかにする」ことの主張立証責任を住民側に負わせている。その結果、第5レベルの防護措置が採られていないときは「人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定される」との前記判示の意義は失われてしまっている)。

以上の裁判例はいずれも、人格権侵害の危険性を理由に妨害予防請求として原発運転の差止めを請求する事案であるが、少なくとも一般論・抽象論として、第5の防護レベルの防護措置が達成・確立できていないなら人格権侵害の危険性があると判断していることは共通する。①東海第二原発事件水戸地裁判決などは、「何らかの避難計画が策定されてさえいればよいといえるはずもなく、避難を実現することが困難な避難計画が策定されていても、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということはできない」と、より踏み込んで実効性のある避難計画の策定と実施体制を求めている。

こうした裁判例を踏まえるとき、原子力事業者が、第5の防護レベルの達成・確立、即ち避難計画の策定と実施体制の整備は自治体の責務であるとして、これを考慮しないことが許されるはずがない。前記(4)では、原発の再稼働を決定するには「深層防護の徹底」、即ち「第5の防護レベル」確立の状況を調査確認するべきであり、その義務の懈怠は会社法360条1項・3項にいう「法

令」違反であると指摘したが、この指摘が的を射ていることは原発運転差止請求にかかる裁判例からも明らかだといえる。

(6) まとめ

第5の防護レベルの措置を担う原子力防災計画の2本柱は屋内退避と避難だといえるところ、原子力事業者（電力会社の取締役）には、過酷事故（シビアアクシデント）のときに住民が確実に屋内退避あるいは避難できる避難計画が策定され、その計画を実施する体制ができているかを確認検討すべき「法令」上の義務がある。そのことは避難計画の実効性が俎上に載せられた過去の裁判例に照らしても疑う余地はない。

かくして、原子力防災計画が確立しており、かつその計画が実効性のあるものであること確認検討することは取締役が負うべき法令遵守義務の一内容を成すのであり、こうした確認検討をしないまま原発再稼働を決定したとすれば法令に違反する。

3 能登半島地震が明らかにした被告ら取締役の法令違反

(1) 能登半島地震が露呈させた原子力防災の破綻

能登半島地震が本件原発にもたらした危険性については第39準備書面等で明らかにしたが、この能登半島地震は、以下のとおり、原子力防災の完全な破綻を露呈させたといえる。

すなわち、原子力規制委員会は原子力防災時における自治体等の行動指針を定める「原子力災害対策指針」（以下、単に「指針」という。）を策定し、事前対策、緊急時対策及び事後対策を示しているが、そのうちの緊急時対策を取り上げると、緊急時対策の対象範囲はPAZ（原発から概ね半径5km圏）とUPZ（概ね半径5～30km圏）に分かれる。緊急事態が宣言されて原発の状況が一定の条件に該当したとき、PAZでは概略、放射性物質の放出前に避難、あるいはやむを得ない場合は屋内退避を行う。また、UPZでは屋内退避を原則とし、モニタリングにより空間線量率が一定基準に達した区域を特定して避難あるいは一時移転をすることになる。

いずれにせよ、避難や一時移転などの「移動」や「屋内退避」の行動が求め

られるのであるが、能登半島地震の実態に照らして、そのような行動がはたして実際に可能なのか、深刻な課題に直面する。そのいくつかを次に列挙する。

① 道路不通による移動不能

能登半島地震により夥しい箇所で道路不通が生じた。こうした道路不通は数日では到底解消できない。

原発避難では、自家用車あるいはバス等の車両により少なくとも数10kmの移動を必要とするから、その間に1箇所でも道路不通があればそこで動けなくなる。主要な道路ではない、自宅周辺のアクセスルートの損傷があれば、そもそも避難道路にさえ出ることできない場合も多発する。

避難計画では迂回路に想定されている道路も狭小で通れないといった実態にある。大型バスの場合はなおさらそうである。道路による避難の不可能性ないし困難性は、坂本義夫弁護士作成「調査報告書2」（甲233）が如実に示している。積雪時ならなお一層通行に困難を来すであろうことは容易に想像できる。

海岸隆起によって港湾・漁港も損傷し（原告和田廣治作成「調査状況報告書」（甲230）、坂本義夫弁護士作成「調査報告書1」（甲231）参照）、海路避難もほとんど不可能である。

ヘリコプターも、空地があればどこにでも離着陸できるわけではなく、孤立集落が出ている。

② 屋内避難の不可能性

前記のとおり、5km圏は放射性物質放出前の事前避難、30km圏内は屋内退避を原則としているが、地震による家屋の損傷で屋内退避は不可能である。家屋の損壊にまで至らなくても、損傷により放射線の遮蔽・密閉の機能は失われ、露天と変わらない状況になる。

また、電気・水道のライフラインが停止すれば、当然のことながら屋内退避に大きな制約が生じる。

③ モニタリングポストの機能喪失

UPZでの屋内退避から避難等への移行はモニタリングポストの計測結果に基づいて避難指示が出されることになっている。ところが、第38準備書面等で述べたとおり、能登半島地震で一時的に最大18箇所のモニタ

リングポストが機能を停止した。そのため、どの方向に避難するのか、「指針」の前提がまったく崩壊してしまった。

避難退避時検査場所も開設不能である。

④ 情報提供の破綻

能登半島地震の発災から数日経っても携帯電話・インターネットは不通で、防災無線も倒壊し、停電・道路損傷で広報車も動けないという状態であった。これでいったいどのようにして住民に情報を提供するのか。「指針」は情報提供ができるこそ生きるが、その情報提供がままならない。

こうして情報提供が不十分な状況で、はたしてどれだけの住民が避難や一時移転などの「移動」に踏み切るだろうか。どのような内容の情報を伝えればよいかも含めて、未整理の課題が山積している。

⑤ 集団輸送体制の破綻

自家用車を利用できない住民や介助を要する住民についてはバスや専用車両（福祉車両等）による集団輸送、代替輸送を実施する必要があるが、バス等は緊急事態に備えて現地に待機しているわけではない。道路損傷や避難渋滞の中で必要な時に必要な場所に呼び寄せるのは容易ではない。

その車両の運転手の被爆回避をどうするかも見通しが立たない。

バス等が一定の場所に来てくれたとして、上記のような交通弱者はそもそもどのようにしてその場所に辿り着くのか。

能登半島地震は、以上に列挙したような課題を突きつけたが、課題はもとよりこれに尽きるものではなく、枚挙に暇がない。こうした課題が解決されない限り、「確立された国際的な基準」を踏まえた「原子力事業所における深層防護の徹底」は成り立たないといわざるを得ない。

(2) 被告ら取締役の法令違反は明らか

原告らは、被告らないし補助参加人に対し取締役会議事録を本件訴訟に顕出するよう再三にわたり求めてきたところ、ようやく乙第203号証及び第204号証の議事録が提出された。これが本件原発の再稼働の是非について最も詳細に検討した取締役会の議事録だという。

この議事録によれば、本件原発に「第5の防護レベル」が備わっているかど

うかなどはまったく議論されていないことは明らかである。地元自治体が策定した避難計画に実効性があるか否かもまた、およそ考慮外である。

そして、しかも、2024年12月28日第20回口頭弁論における被告らの言明では、能登半島地震の発災後の取締役会でもこれより詳しい検討・議論はしていないという。

能登半島はまさに“地震の巣”だと有識者から指摘されており、本件原発の場合、大地震との複合災害が強く想定される。それだけに、原告らとしては、被告ら取締役が避難計画の実効性を俎上にすら載せないことに強い憤りを禁じ得ない。この憤りは、ひとり原告らだけではなく、広く地元住民の憤りであることに、被告らは思い至るべきである。

4 結語

以上、被告ら取締役は、「確立された国際的な基準」を踏まえた「原子力事業所における深層防護の徹底」を図るべく、本件原発の再稼働の是非を決定するにあたり、本件原発にかかる原子力防災計画が確立していてその計画が実効性のあるものであること確認検討すべき法令上の義務があるのに、これをまったく履行していない。その法令違反は致命的だというべきである。

原発事故は起きない、起こさないのだから「回復することができない損害」が生ずるおそれ（会社法360条1項・3項）はない、という逃げ口上は通用しない。それは原発の“新安全神話”を認めることであって、到底許されない。原子力防災関係法令は「原子力利用における事故の発生を常に想定」しなければならないと明確に指示しており、原発“安全神話”からの訣別はいまや法規範となっている。そのことを、被告ら取締役及び補助参加人は肝に銘じるべきである。

司法もまた、原発“安全神話”にとらわれていないか、自省が求められる。

以上